第十六期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	一九、六三三
固定資産	三、〇一九
合計	二二、六五二
負債及び純資産の部	
流動負債	七一、九八一
株主資本	△四九、三二八
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	△二四九、三二八
その他利益剰余金	△二四九、三二八
（うち当期純損失）	（四四、八一六）
合計	二二、六五二

平成三十年三月二十二日

東京都中央区築地二丁目十四番三号

株式会社ＵＰＴａｂｌｅ

代表取締役社長　小松　徹

第三十五期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	四五八、八六一
固定資産	二九、六九五
合計	四八八、五五七
負債及び純資産の部	
流動負債	一七〇、五八七
固定負債	五、九四五
株主資本	三一二、〇二四
資本金	四〇、〇〇〇
利益剰余金	二七二、〇二四
（利益準備金）	（一〇、〇〇〇）
（その他利益剰余金）	（二六二、〇二四）
（うち当期純利益）	（二七、八三四）
合計	四八八、五五七

平成三十年三月二十三日

愛知県日進市藤枝町奥廻間一二〇一番地一〇

カナレハーネス株式会社

代表取締役社長　堀　隆彦

配当公告

静岡県静岡市葵区上足洗三―九―二七―三〇三　破産者　佐々木隆美

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十九年（フ）第三七八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金一一、四一五、四〇二円

一、配当することのできる金額　金一一、四一五、四〇二円

平成三十年三月二十三日

静岡県静岡市葵区馬場町四三―一静岡法律事務所　破産管財人　弁護士　菅野　雄児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道松前郡松前町字館浜八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小野寺秀行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

北海道函館市新川町二番一六号　道南労働福祉会館二階　はこだて中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡會　知弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道芦別市北一条東一丁目六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉岡　隆廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

北海道滝川市花月町一丁目一番一〇号弁護士法人小寺・松田法律事務所滝川事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市小木津町三丁目三一四番地二、最後の住所茨城県高萩市大字上手綱三二三〇番地三四　被相続人　亡　鈴木　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

茨城県日立市幸町一丁目一一番四号ソニアビル三階さわやか日立法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白土　大作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区錦糸二丁目二三番地三、最後の住所千葉県市川市高谷二丁目一〇番五号ライネスハイム南市川四〇五室　被相続人　亡　藤岡　宏榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

事務所千葉県船橋市湊町二丁目一番八号幸福ビル五階すずらん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久常　雅世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂二丁目一番地、最後の住所千葉県松戸市上本郷三〇一番地　被相続人　亡　坂井　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

事務所千葉県松戸市新松戸四―五〇　新松戸Ｕビル三〇一　大原綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区青山七九〇番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区青山七九〇番地　被相続人　亡　西川　文敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

東京都港区赤坂三丁目一番一六号Ｂｉビル九階赤坂見附総合法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　冨田　秀実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字松原三四番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　丸山　宗孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

長野県安曇野市豊科田沢五四二六番地五

相続財産管理人　司法書士　小川原　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市蘇原東栄町二丁目四六番地二、最後の住所岐阜県各務原市蘇原東栄町二丁目四六番地二　被相続人　亡　池田　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十三日

岐阜市神田町一―八―四プラドビル五Ａ

長良川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　御子柴　慎

第 21 期 決 算 公 告

平成30年3月23日　東京都中央区京橋二丁目8番7号

エディフィストラーニング株式会社

代表取締役社長　宮野　佳郎

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	431,263	流動負債	110,166
固定資産	132,895	（賞与引当金）	(18,807)
		固定負債	124,383
		（退職給付引当金）	(118,923)
		株主資本	329,609
		資本金	100,000
		資本剰余金	200,000
		その他資本剰余金	200,000
		利益剰余金	29,609
		利益準備金	56,436
		その他利益剰余金	△26,826
		（うち当期純損失）	(85,483)
資産合計	564,159	負債・純資産合計	564,159